

2. 令和5年度伯耆町自治活動交付金について

集落活動に活用していただく目的で毎年度交付しています伯耆町自治活動交付金について、令和5年度より下記のとおり変更します。

【変更の理由】

住民課税務室等で取り扱っている納税組合集金手数料が令和5年度から段階的に削減されていくことから、集落活動が困難とならないよう自治活動交付金を増額するものです。

【変更の内容】

現在の基準額である4,000円を5,000円に増額します。

<変更前後の交付金額の例>

○集落世帯数が20世帯の場合

	変更前 基準額 4,000円	変更後 基準額 5,000円	差
均等割 (基準額の1割)	14,420円	18,036円	3,616円
世帯数割 (基準額の9割)	72,000円	90,000円	18,000円
計	86,420円	108,036円	21,616円

○集落世帯数が50世帯の場合

	変更前 基準額 4,000円	変更後 基準額 5,000円	差
均等割 (基準額の1割)	14,420円	18,036円	3,616円
世帯数割 (基準額の9割)	180,000円	225,000円	45,000円
計	194,420円	243,036円	48,616円

※この計算は令和4年度の総世帯数を基準にしています。

各集落から報告があった総世帯数で金額が変動しますので、あくまでも目安として参考にしてください。